

## 2010 年中央経済工作会議のポイント

田中 修

12月10-12日に、2011年の経済政策の基本方針を決める中央経済工作会議が、国務院・党中央共同で開催された。本稿では、この特徴について解説する。

### (1) 第12次5ヵ年計画の初年度

このため、党中央第12次5ヵ年計画建議で示された、科学的発展という主題と、経済発展方式の転換加速という主線が再強調され、地方政府が党中央の判断・政策に全面的に従うよう促している。

### (2) マクロ・コントロールの「有効性」の強調

従来の「的確性・柔軟性」に加え、「有効性」を増強しなければならないとされている。これは、2010年において新規貸出9.5兆元、M2の伸びを17%という抑制目標を定めたと関わらず、現実の貸出・マネーサプライがこれを突破しそうな勢いであり、これがインフレ懸念を増大させていることを踏まえ、マクロ・コントロールの更なる強化が必要とされているのであろう。

### (3) マクロ経済政策のオペレーションが複雑に

マクロ経済政策の基本的方向は、「積極かつ穏健」「慎重周到かつ柔軟」、成長維持・経済構造調整・インフレ期待の管理の関係も「積極かつ穏当に」処理、という複雑なオペレーションが要求されている。これは「物価総水準の安定」「物価コントロール・監督管理の全面強化」が際立って位置づけられた一方で、世界経済の回復の足取りが依然確かではないため、成長の維持も同時に必要とされるためであろう。「経済の平穏で比較的速い発展の維持」という表現は維持されているが、他方で「経済の平穏で健全な運営の維持」という表現もあり、マクロ経済政策の軸足はインフレ防止に傾斜しているといえよう。なお、国家発展・改革委員会の張平主任は、2011年の成長率目標は8%前後、インフレ率抑制目標は4%前後、都市登録失業率は4.6%を超えないとしている。

### (4) 財政は「積極」、金融は「穏健」

この結果、財政政策は引き続き「積極的」とされたが、金融政策は「適度に緩和」から「穏健」に変更された。「穏健」は通常「中立的」という意味に解されているが、現実の運用では「やや引締め気味」という部分まで包含されている。2010年は、貸出増とホットマネーの流入により過剰流動性問題が更に激化する可能性があるため、流動性をしっかり把握することが強調されている。

また、財政政策も運用しただけではインフレを激化させるおそれもある。このため、財政支出は構造改善・所得分配の調整・社会の安定に向けられている。さらに2010年に地方政府の融資プラットフォームの過剰借入が問題化したため、「地方政府の債務管理の強化」が盛り込まれている。

#### ( 5 ) 農業は供給重視

2009 年は、「マクロ・コントロール」「経済構造調整」に次いで 3 番目の順位であったが、今回は 2 位に昇格した。しかし、ウエイトは主要農産品の供給確保になっている。これは、消費者物価に占める食品のウエイトが 34% と高く、主要農産品の安定供給がインフレ防止のカギとなるからである。

#### ( 6 ) 消費支援策の打ち切り

2009 年は家電・自動車・オートバイの農村普及政策、家電・自動車の更新政策が列挙されていたが、これらの政策が 2010 年末で終了するため、2011 年は「新たな消費のホットスポットの育成」が課題とされている。

#### ( 7 ) 投資過熱への警戒

5 ヶ年計画の初年度は地方政府によるプロジェクトの新規着工ラッシュが発生しやすく、これは投資過熱・インフレの原因となる。このため、「第 12 次 5 ヶ年計画の開始を口実に盲目的に大風呂敷を広げ、プロジェクトを立ち上げることを断固として防止しなければならない」とし、「生産能力過剰業種への投資を厳格に抑制し、新たな低水準の重複建設を防止する」とし、「決して盲目的に高成長を追求してはならない」として、地方政府にクギをさしているのである。また、地域別では西部が優先されることとなった。

#### ( 8 ) 人民元レートの記述が復活

2009 年は記述がなかったが、2010 年に人民元レート改革が実施されたため、「人民元レートの形成メカニズムを更に整備し、合理的な均衡水準での人民元レートの基本的安定を維持する」との記述が盛り込まれた。

#### ( 9 ) 社会の安定の強調

総体的要求に「社会の調和のとれた安定の促進」が盛り込まれたほか、2009 年には 6 番目であった「社会の安定」が「社会管理メカニズムの刷新」という表現で 4 番目に昇格した。これは、党中央第 12 次 5 ヶ年計画建議で「社会管理の強化・イノベーション」が重要課題として取り上げられたことを反映したものである。それだけ、社会の基層部分が不安定化・流動化しているのであろう。また、労働争議の激化を受け、「調和のとれた労使関係の構築」もうたわれている。

#### ( 10 ) 税財政改革の記述が具体的に

所得分配改革案、県レベルの基本的財政力を保障するメカニズムの整備、個人所得税制度の整備、増値税課税範囲の拡大実験、資源税改革が列挙されており、2010 年は税財政改革の動きが活発化するものと思われる。(1月6日記)